



青森県受動喫煙防止条例案の骨子

1. 条例制定の趣旨

受動喫煙を防止するための取組については、令和2年4月に全面施行された改正健康増進法等の関係規定に基づき推進されてきたところです。

このたび、本県において、受動喫煙を防止するための取組を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とした、青森県受動喫煙防止条例(案)を制定したいと考えています。

本条例を制定することにより、受動喫煙を防止するための取組に関する県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特に、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊産婦に特別に配慮する旨の県独自のルールを定め、県全体で受動喫煙の防止に関する理解が深められることが必要と考えたものです。

2. 条例の概要

目的

受動喫煙を防止するための取組について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙防止施策の基本となる事項を定めることにより、健康増進法その他の受動喫煙の防止について規定する法律等と相まって、受動喫煙防止施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与すること。

基本理念

受動喫煙を防止するための取組は、次の事項を旨として行われなければならない。

- ・ 受動喫煙による人の健康への影響についての理解が深められること。
- ・ 未成年者及び妊産婦は受動喫煙により健康を損なうおそれが高いことを踏まえ、これらの者に対する特別の配慮がなされること。
- ・ 県、市町村、県民、事業者等が相互に連携し、及び協力すること。

県の責務

県は、基本理念にのっとり、受動喫煙防止施策を総合的に策定し、実施するものとする。

県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する受動喫煙防止施策に協力するよう努めなければならない。

事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動に関し、県が実施する受動喫煙防止施策に協力するよう努めなければならない。

学校等における受動喫煙の防止

次の施設の管理について権原を有する者は、これらの施設の場所内において健康増進法第二十八条第十三号に規定する特定屋外喫煙場所を定めなければならない。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校
- ・ 保育所、認定こども園、児童福祉施設等
- ・ 病院、診療所、助産所

啓 発

県は、受動喫煙の防止についての県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

支 援

県は、受動喫煙を防止するための取組を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

県は、市町村が受動喫煙防止施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

財政上の措置

県は、受動喫煙防止施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

施行時期

公布の日から施行する。